

○桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備計画パブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 桑名広域清掃事業組合（以下「組合」という。）が策定するごみ処理施設整備計画（以下「整備計画」という。）に係るパブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、整備計画策定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、住民の主体的な組合行政への参画を進め、もって住民との協働による開かれた行政運営の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 整備計画の策定過程において、その案の内容等を広く公表し、住民等からそれに対する意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して整備計画の策定の意思決定を行うとともに、意見等に対する組合の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 住民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 組合の構成団体（いなべ市を除く。以下同じ。）の区域内に住所を有する者
 - イ 組合の構成団体の区域内に事務所又は事業所を有するもの
 - ウ 組合の構成団体の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 組合の構成団体の区域内に存する学校に在学する者
 - オ 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(計画の案の公表)

第3条 整備計画の案の公表期間及び意見等の募集期間は、平成27年6月1日から平成27年6月30日とする。

2 公表する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備計画（案）
 - (2) 桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備計画【概要版】（案）
- （整備計画の案の公表方法）

第4条 前条の規定による公表方法は、次のとおりとする。

- 1) 組合事務局、桑名市廃棄物対策課、桑名市多度町総合支所地域振興課、桑名市長島町総合支所地域振興課、木曾岬町住民課、東員町環境資源課及び東員町笹尾連絡所での閲覧
 - 2) 組合ホームページへの掲載
- （意見等の提出）

第5条 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 閲覧場所への書面による提出
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ

2 意見等を提出しようとする住民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先を明らかにしなければならない。この場合において、住民等が組合の構成団体の区域内に住所を有しないときは、第2条第2号イからオまでのいずれかに該当するかを明らかにしなければならない。

3 意見等の提出先は、次のとおりとする。

- 1) 第1項第1号による場合 第4条第1号に規定する閲覧場所
 - 2) 第1項第2号から第4号による場合 組合事務局
- （意見等の取扱い）

第6条 組合は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、整備計画の策定の意思決定を行う

ものとする。

2 組合が前項の規定による整備計画の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要、提出された意見に対する組合の考え方及び整備計画の案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。

3 前項の規定による公表の方法は、第4条第2号の規定を準用する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、整備計画が確定した日限り、その効力を失う。